

第4回

砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

と き：令和元年11月8日（金）午後6時～

ところ：砂川市公民館 第2研修室

【会議次第】

1. 開 会

2. 挨拶 検討委員会会長

3. 確認事項

（1）教職員の配置基準等について ※別紙

4. 協議事項

（1）砂川市立小中学校 適正配置計画「策定案」について

5. その他

第5回検討委員会の日程 令和元年 月 日（ ）

適正配置計画（案）策定案（たたき台） 要約資料

1. 適正な学校規模の確保 …… **学校を統合**
 - 学校の小規模化を解消するための手段

2. 適正配置に伴う学校数 …… **小学校1校 ・ 中学校1校**
 - 児童生徒数の予測推移を鑑みて持続性のある学校適正規模を確保

3. 学校校舎の利用(建設) …… **小学校は新設・中学校は砂中を活用**
 - 小学校＝既設の学校規模では対応が困難
 - 中学校＝砂川中学校の規模で対応が可能

4. 学校を配置する位置 …… **小学校と中学校は近接地に配置**
 - 小中一貫教育の導入及び円滑な推進を鑑みた配置

5. 通学手段(支援)の確保 …… **スクールバスを導入・運行**
 - 学校統合に伴い、通学距離・時間の基準を超える児童生徒の通学を支援

6. 関連施策（特色ある学校づくり）の推進
 - (1) 小中一貫教育 …… **適正配置と並行し導入を目指す**
 - 教育効果を高める有効施策として義務教育学校の設置を基本に導入・推進を図る

 - (2) 地域に開かれた学校 …… **コミュニティ・スクールの機能を活用**
 - 学校と地域間のコミュニティを確保し、協働して子どもたちの成長を支える

 - (3) 特別支援教育の推進 …… **中学校の通級指導教室設置を重点に**
 - 特別な支援が必要な子どもたちへ、継続的な指導・教育を行う

砂川市立小中学校 適正配置計画

【策 定 案 ②】

子どもたちの
健やかな成長を支え
生きる力を育むために

たたき台

(基本方針に基づく考察資料)

令和●年●●月●●日

砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

目 次

I 基本的な事項	1
1 基本的理念	
2 計画の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
5 計画推進に係わる考え方	
II 学校規模の適正化	2～6
1 適正化に係わる考え方	
2 小学校の統合（適正化）	
3 中学校の統合（適正化）	
4 学校校舎等	
5 学校の位置	
6 通学手段の確保	
III. 関連施策の推進～特色ある学校づくり	7～8
1 小中一貫教育の推進	
2 学校と地域のコミュニティの確保	
3 特別支援教育（通級指導教室）の充実	
4 その他関連施策の推進	
IV. その他関係事項	8
1 学校施設（閉校舎）の取扱い	
2 計画の推進・遂行の留意点	
V. 計画のスケジュール	9

I 基本的な事項

1 基本的理念

本計画の策定にあつては、砂川市立小中学校適正配置基本方針等の考え方に基づき、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理するものとします。

2 計画の目的

本計画は、砂川市立小中学校適正配置基本方針が掲げる事項を具現化するため、その手法や手段及びそれらに係わる見解等を示し、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とします。

- ①学校規模の適正化（学校の小規模化の対応措置）
- ②学校教育に係わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）

3 計画の位置付け

砂川市第7期総合計画及び砂川市教育目標、砂川市教育推進計画、砂川市立小中学校適正配置基本方針に準ずる個別の計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、砂川市第7期総合計画と同様に令和3年度より10年間とします。

5 計画推進に係わる考え方

①計画の見直し

砂川市総合計画、砂川市教育目標等の上位計画及び方針において、今後、人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが必要となった場合は、適宜改訂するものとします。

②計画の遂行

適正配置の実施が長期化した場合は、学校の小規模化の進行を招くなど、課題解決の遅延による子どもたちへの影響や、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性を考慮して、計画の遂行はもとより、必要な協議が生じた場合は、慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進めるものとします。

③情報の発信・共有等

計画の推進にあつては、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら円滑に進めることが望ましいと考えられるため、当該計画の内容を含め、学校区（通学区）ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努めることとします。

II 学校規模の適正化

1 適正化に係わる考え方

砂川市の学校規模は、児童生徒数が現在の5校に集約された当時から、平成31年度当初の段階で約4割まで減少し、各校とも小規模化が進行している状況にあります。

このため、児童生徒数が減少傾向にある中、基本方針が掲げる適正な学校規模を確保するには、学校の統合は必要な手段であると考えられます。

また、適正な教育環境を整えるには、学校規模の確保だけでなく、学力の向上及び定着、いじめや不登校への対策、社会性や協調性、規範意識の涵養など、新学習指導要領の円滑な実施を鑑みた教育・指導体制の充実に加え、小中学校間の連携が一層図られる整備を行う必要があると考えます。

このことから、小中学校の適正化については、学校の統合により学校規模を確保するものとしながら、教育効果を高めるために小中一貫教育の導入・推進も考慮するなど、関連施策を合わせた一連的な考え方に基づいた整備をすることとします。

学校規模の適正化

- ① 学校の適正規模は統合により確保する
- ② 学校の適正配置は、小中一貫教育の推進を鑑みて整備する

■通常学級の学級数と児童生徒数の予測推移

基本方針より（算定基礎資料：住民基本台帳（H31.3末現在））

単位：級・人

小 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童
	砂川小	8	211	8	205	7	192	6	177	6	185	6
豊沼小	6	83	6	84	6	83	6	79	6	78	6	78
中央小	6	136	6	124	6	120	6	109	6	106	6	108
空知太小	6	105	6	97	6	95	6	92	6	93	6	84
北光小	5	50	6	53	6	56	6	55	6	57	6	54
合計	31	585	32	563	31	546	30	512	30	519	30	494

中 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒
	砂川中	9	265	9	258	9	245	8	242	6	215	6
石山中	3	93	3	86	3	86	3	82	3	77	3	80
合計	12	358	12	344	12	331	11	324	9	292	9	280

2 小学校の統合（適正化）

小学校では現在、砂川小学校で一部の学年で2学級あるほかは、全て1学年1学級となっており、北光小学校では一部、複式学級も導入されている状況にあります。

このため、学校統合においては、1～2校をもって段階的に集約する手法では適正規模の確保は困難な状況にあり、学校規模の適正化を図る上では、児童数の将来予測推移から、1校に集約しなければ持続的な確保に繋がらないと考えられます。

このことから、小学校の統合にあつては、教育環境の統一的な整備や今後の小中連携等の円滑な推進を鑑みて、全5校を1校へ集約することとします。

小学校の適正化

小学校5校を1校に集約（統合）する

■学校統合（1校）とした場合の通常学級数と児童数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童
1年	3	78	3	94	3	90	3	72	3	90	2	70
2年	3	95	3	78	3	94	3	90	3	72	3	90
3年	3	83	3	95	3	78	3	94	3	90	3	72
4年	3	106	3	83	3	95	3	78	3	94	3	90
5年	3	107	3	106	3	83	3	95	2	78	3	94
6年	3	116	3	107	3	106	3	83	3	95	2	78
計	18	585	18	563	17	546	18	512	17	519	16	494

3 中学校の統合（適正化）

中学校においては、現在、砂川中学校が各学年3学級と適正規模の範囲内にあるものの、生徒数の予測推移から現状を維持することは難しいと考えられ、また、石山中学校においては、1学年1学級とクラス替えができない状態に加え、部活動の選択肢も制限されるなど学校の小規模化に伴う影響が大きくなっています。

このことから、教育環境の統一性を図ることも鑑みて、両校を集約することとします。

中学校の適正化

中学校両校を1校に集約（統合）する

■学校統合（1校）とした場合の通常学級数と生徒数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒
1年	4	113	4	114	3	105	4	106	3	82	3	93
2年	3	118	3	113	3	114	3	105	3	106	3	82
3年	4	127	3	117	3	112	3	113	3	104	3	105
計	11	358	10	344	9	331	10	324	9	292	9	280

4 学校校舎等

(1) 小学校

小学校全校を1校に統合する場合、通常学級及び特別支援学級を合わせた教室数を確保するには、構造上、教室数が一番多い砂川小学校でも18教室（R1.5.1現在）となっており、児童・学級数の予測推移から教室数が不足すると推察されます。また、統合に伴う特別教室の確保及び充実、さらには駐車場等の附帯する施設整備を勘案すると、既設校舎のままの規模ではいずれも活用は見込めない状況にあります。

このため、小学校については、校舎を増築する大規模な改修或いは新校舎の建設が不可欠な状況にあります。殆どの小学校が築30年以上を経過し、いずれ長寿命化工事が必要になることを考慮しますと、統合する小学校については、既設校舎の活用はせず、新校舎を建設する方が合理的と考え、新校舎の設置を基本とすることとします。

小学校の校舎

新校舎の設置を基本とする

■小学校の建築年と教室数

(R1.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川小	昭和48年	14室	4室	9室
豊沼小	平成4年	9室	2室	7室
中央小	平成3年	10室	5室	7室
空知太小	昭和63年(改築)	10室	1室	8室
北光小	昭和61年	9室	1室	5室

【1校に統合】

通常教室数
(特別支援教室含む)
22～25室
必要と見込む

(2) 中学校

中学校校舎については、生徒数の予測推移から両校統合後の校舎は砂川中学校の現状施設規模で対応が可能と判断できること、さらには市内では一番新しい校舎として耐用性も問題ないと考えられることから、砂川中学校校舎の有効的な活用を基本とします。

中学校の校舎

砂川中学校の活用を基本とする

■中学校の建築年と教室数

(R1.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川中	平成7年	12室	8室	15室
石山中	昭和46年	5室	2室	14室

【1校に統合】

通常教室数
(特別支援教室含む)
16～19室
必要と見込む

(3) 付帯関連施設の整備

学校統合に伴う、校舎以外の付帯施設・設備に関しては、体育館・グラウンド・遊具スペース等は当然に校舎と同じ敷地内に維持・整備することとします。

ただし、敷地面積の許容範囲も限りがあるため、駐車場等のその他施設・設備については、必要に応じて、近接地等への設置も考慮して整備することとします。

なお、学校に関連する施設・設備の整備については、基本的に学習指導要領や学校ニーズを把握する中で措置するよう努めることとします。

5 学校の位置

学校を配置する位置に関しては、通学時の安全性はもとより、災害の影響を受けにくい地域であることや、交通機関の整備状況、他の教育関連施設の利活用に係わる利便性などに配慮する必要がある、加えて保護者の負担や地域との関係性も考慮しなければなりません。

これらのことを踏まえますと、現に学校がある地域を優先に考え選定することが望ましく、また、今後の小中一貫教育の円滑な推進等、以下の利点も鑑みて、可能な限り、統合後も活用する砂川中学校の近接地に小学校を設置するものとします。

学校の位置（配置）

- ① 学校の配置は、小学校と中学校を可能な限り近接させる
- ② 砂川中学校の近接地に小学校を設置する

■小中学校の隣接により考えられる利点

- 教員の乗り入れ授業の実施等、小中学校間の連携体制が構築しやすくなる
- 小中一貫教育を導入・推進する場合、円滑な運用が見込まれる
- コミュニティ・スクールの運営に関し、双方の連携・協力体制が円滑になる
- 通学支援策（スクールバス運行）において、効率化と高い利便性が見込まれる
- 登下校時に一定の集団が形成されやすく、安全性の一層の確保が期待できる

6 通学手段の確保

学校を統合した場合、通学において、基本方針で基準として掲げている距離・時間の範囲を超える事例が生じます。

このため、基準を超える児童生徒を対象に、スクールバスの導入・運行を基本とした通学支援に係わる事業を展開するものとします。

通学支援策

スクールバスの導入・運行を基本とする

【最長通学距離の比較表】

現行の最長通学距離			学校を砂川中学校敷地内とした場合の距離
居住地（居宅現存地）	学校	距離	
宮城の沢（元病院付近）	砂川小	約 3.2 km	約 1.5 km
西6南22（南8号線沿）／西豊沼（南6号線西3線付近）	豊沼小	約 2.5 km／約 3.2 km	約 5.0 km
北光・袋地（北光 178 付近）	中央小	約 4.2 km	約 6.2 km
富平（赤平市境界付近）	空知太小	約 5.4 km	約 12.8 km
一の沢（歌志内市境界付近）	北光小	約 6.1 km	約 9.0 km
北光・袋地（北光 178 付近）	砂川中	約 6.2 km	約 6.2 km
富平（赤平市境界付近）	石山中	約 8.0 km	約 12.8 km

※上記は国道を中心とした公道で計測（図面上）

（1）スクールバスの運行

スクールバスの運行に関しては、子どもたちの通学による体力増強への配慮などを鑑みて次の事項を基本に運用することとします。

【スクールバス運行に係わる基本的事項】

通学時間	通学の片道にかかる総時間（徒歩・乗車時間）は1時間以内とする
対象者	自宅・学校間の通学距離が小学生で4km以上、中学生で6km以上（通学距離の測定は、公道を利用した最短距離とする）
停留所	統合により利用されなくなる校舎を起点（集合地点）として活用原則、道中の停留所は設けず、学校まで直行とする
運営形態	運行の確実性と安全性を第一に効率的で利便性の高い運用方法を選択

※ スクールバスの運用に関しては、通学距離により対象外となる場合でも、通学時間に1時間以上を要するケースも想定されるため、その時々状況により判断すべき事例もあると考えられます。

このため、当該計画上では導入・運行は必須としながらも、運用に係わる詳細事項は学校や保護者等と協議の上、別途、実施（運行）計画を定める等、改めて精査が必要と整理します。

（2）その他の通学支援

通学支援策については、スクールバスの運行を基本としていますが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でないとは判断される場合は、他の手法について検討するものとします。

Ⅲ. 関連施策の推進～特色ある学校づくり

1 小中一貫教育の推進

小中一貫教育は現在まで、学力の定着や中学生の不登校の減少、児童生徒の規範意識の向上など、教育効果が高まる有用な施策として全国的に広がりを見せています。

このため、学校教育に係わる有効な施策の一つとして、また、今後、保育所・幼稚園、高校との連携も鑑みて、基本方針のとおり、適正配置に並行して小中一貫教育の導入を目指し、系統的な教育の推進を図ることとします。

また、小中一貫教育の類型・形態については、学校施設の物理的な要件が整う場合は、円滑な運用や教育効果の向上に有効とされる「義務教育学校」の設置を目指すことを基本とします。

なお、小中一貫教育の導入・推進にあっては、教育課程に係わる課題も多いと推察されることから、必要に応じ、学識経験者や保護者等の関係者による専門的な機関を組織して、類型や形態を含めた、より具体的な事項について十分な協議・検討を行い、執り進めることとします。

【小中一貫教育の推進に係わる基本的な考え方】

類 型	義務教育学校を基本とする
設 置 者	同一の設置者
形 態	施設一体型とする

小中一貫教育

- ① 適正配置に並行して、導入を図る
- ② 類型等は施設一体型の「義務教育学校」を基本とする

2 学校と地域のコミュニティの確保

適正配置に伴う地域との接点については、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を積極的に活用する中で、地域と協働しながら子どもたちの成長を支える学校づくりを目指します。

また、コミュニティ・スクールについては、必要に応じ、適正配置に係る関連施策の協議・推進においても参画・協力を依頼するものとします。

学校と地域のコミュニティ

コミュニティ・スクールの機能を活用

3 特別支援教育（通級指導教室）の充実

適正配置に伴い、特別支援学級も集約されることとなるため、教員の配置を含め充実した支援に向け、必要な環境を整えます。

また、とりわけ、中学校の適正配置に伴い、中学校における通級指導教室の設置に向けて検討を開始し、重点施策として早期実現を目指します。なお、諸条件等が整い導入が可能となる場合は、適正配置に先行して実施することとします。

特別支援教育の充実

中学校の通級指導教室設置を重点施策として推進する

4 その他関連施策の推進

本計画に定めのない事項で、適正配置に関連し、児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的に検討・実施に努めることとします。

また、教職員の働き方改革に係わる施策等、必要により適正配置に先行して実施できる事業については適宜推進することとします。

【想定される主な事業】

- ・校務支援システムの導入
- ・給食費の公会計化

IV. その他関係事項

1 学校施設（閉校舎）の取扱い

学校施設においては、本来の学校機能のほか避難所や地域コミュニティの場など、多様に活用されていることから、学校統合により大きな影響が生じる可能性があります。

このため閉校となる校舎の取扱いについては、適正配置の進行に併せて関係部署や関係機関などと連携・協議を図りながら、適切な対応・措置に努めるものとします。

2 計画の推進・遂行の留意点

当該計画の推進・遂行については、多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響も考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進めることとします。

V. 計画のスケジュール

適正配置の実施に係わるスケジュールにおいては、最上位計画である砂川市第7期総合計画に合わせ、当該計画期間内での完了を基本とします。なお、当計画の推進にあつては、新学習指導要領の円滑な推進を始め、子どもたちに少しでも早くより良い教育環境を提供するために可能な限り早期実現に努めることとします。

■スケジュールのおおよその目安

- ◎ 具体的かつ明確なスケジュールに関しては、効率性や実効性等を鑑みて、関係機関・部署等との協議をもって精査し、実施計画(仮称)において定めることとします。

【小学校の統合】

令和9～11年度の完了を目指します。

- ※ 統合に係わる調整及び諸準備等に係る期間を3年程度、新校舎建設に伴う設計及び建設に4～5年を要するものと考えます。

【中学校の統合】

令和6～7年度の完了を目指します。

- ※ 統合に係わる調整及び諸準備等に係る期間を3年程度と考えます。

【スクールバスの導入】

中学校の統合と同時期の導入とします。なお、試行運用期間が必要な場合は、学校統合に先駆けて導入することとします。

【小中一貫教育の導入】

小学校の統合時期に合わせ、令和9～11年度の導入を目指します。

ただし、適正配置によらず先行実施が可能な場合は、適宜導入することとします。

【その他関連施策の推進】

基本、適正配置に並行して推進しますが、必要性等を考慮し導入可能なものについては、適正配置の時期にこだわらず適切な時期に導入を図るものとしてします。

■計画の流れ（イメージ）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
小学校統合	← 準備 →					← 完了 →				
中学校統合	← →			← →						
小中一貫教育	← →								← →	
スクールバス	← →				← 中 →		← 小 →			

※第7期総合計画は令和3年度～12年度